

年末年始のごみ収集日及び清掃センターの受入れ状況について

	町の収集	清掃センター
12月23日(水)(祝)	なし	休み
12月24日(木)	全地区 可燃ごみ	平常(8:30～16:30)
12月25日(金)	新吉富地区『不燃ごみ』収集日 全地区『プラスチック製容器包装』収集日	平常(8:30～16:30)
12月26日(土)27日(日)	なし	休み
12月28日(月)	全地区 可燃ごみ	平常(8:30～16:30)
12月29日(火)30日(水)	なし	平常(8:30～16:30)
12月31日(木)	全地区 可燃ごみ	午前のみ(8:30～12:00)
1月1日(金)～3日(日)	なし	休み
1月4日(月)	全地区 可燃ごみ	平常(8:30～16:30)

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)
豊前市外二町清掃センター TEL 82-2192

年末年始のし尿汲取り業務の受付及び休日について

12月26日(土)	午前のみ
12月27日(日)	休み
12月28日(月)29日(火)	平常どおり
12月30日(水)	午前のみ
12月31日(木)～1月3日(日)	休み
1月4日(月)	午前のみ

◎申し込みについてのお願い

年末の電話・FAXの受付については、大変混雑しますので早めにご連絡をお願いします。受付は12月28日(月)までです。業務時間外は、留守番電話による受付もしています。

●申し込み・問い合わせ先
(株)豊前清掃社 TEL 83-2634 FAX 82-3749

(ワンコイン)シルバーシッターサービスのお知らせ

「ひとりではどうしたらいいかわからない」、「時間がなくて手が回らない」、「預けたくても場所がない」、「ちょっとだけでいいから自分の時間が欲しい」などお父さん、お母さんの声にシルバー人材センターの会員が応えます。ぜひシルバーシッターサービスをご利用ください。

■内 容

小さい子どもがいて一人では買い物ができない、美容院に行きたい、自分の通院、兄弟・姉妹の予防接種や検診など。誰かの手があると助かるときに当シルバー人材センターの会員が同行・支援します。また、利用者の自宅などを利用し1時間～2時間程度の託児も行います。利用前には会員との事前面接や相談、調整など行いますので、ぜひご相談ください。

■支援にあたる会員 福岡県の推進する「子育てマイスター」認定会員

■対象者 豊前市、上毛町在住の方

■料 金 当面500円(1時間程度)

※豊前・上毛シルバー人材センターは、事業を実施するにあたり、総合賠償責任保険に加入しています。

●問い合わせ先
豊前・上毛シルバー人材センター上毛出張所
(中央公民館支館内) TEL 84-8004

平成27年度上毛町生涯学習講座シリーズ「パソコン初級講座(Excel2010)」

Excelの基礎を学び、Excelを使って簡単な家計簿をつくってみましょう。

■日 程 1月12日(火)～2月9日(火) 毎週火曜日・全5回
■場 所 西吉富小学校パソコン教室
■内 容 Excelの基礎を学びます。
■対象者 Excel 2010を学びたい町内在住の方
※パソコンの基本操作と文字入力のできる方
※原則として5回とも受講できる方
■定 員 20名 ※先着順
■講 師 企画情報課 主任主事 林 充彦
■受講料 2,500円(テキスト代・保険代ほか)
※ただし、テキストをお持ちの方は、900円
※テキスト名「技術評論社 たくさがわ先生が教えるエクセル超入門」

■申込方法

教務課・げんきの杜・たいへいの里(大平支所)・西吉富コミュニティセンター・唐原コミュニティセンターの窓口に設置してある申込用紙を教務課に持参してください。

※郵送及び電話での申し込みは不可

■申込期間 12月7日(月)～17日(木)

■主 催 上毛町中央公民館

■共 催 上毛町教育委員会

●問い合わせ先

教務課 社会教育係 TEL 72-3111(内線174)

第52回 京築母親大会開催のお知らせ

上毛町出身のバリトン歌手新見準平さんによるひだまりコンサートが10時から行われます。13時から、ジャーナリスト西谷文和氏による講演があります。

■日 時 12月6日(日) 10:00～15:00

■場 所 中央公民館支館(大平支所隣)

■参加費 400円(18歳以下無料)
※託児200円(おやつ代含む)

●問い合わせ先

第52回京築母親大会実行委員会
TEL 0930-24-0581

■平成27年度版「資源とごみの分別ガイドブック」をご確認いただき、正しく分別して出してください。

■年末の大掃除などで多量にごみが出た場合は、清掃センターまで直接持ち込んでください。

■清掃センターに直接搬入した場合、ごみ処理手数料は10kgあたり60円(消費税別)です。



戦没者などのご遺族の皆さまへ 第十回特別弔慰金の請求をお忘れではありませんか

■支給対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

- 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 戦没者などの子
- 戦没者などの①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 上記1から3以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)
※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

■請求期間 平成30年4月2日まで

※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

■請求窓口 住民課 住民福祉係

※なお、平成32年4月1日を基準日とする特別弔慰金については、平成32年4月1日から請求受付を開始する予定です。

●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線141)

荒廃森林再生事業を実施しています

福岡県では、荒廃した森林を再生し、健全な状態で次世代へ引き継ぐため、平成20年度に森林環境税を導入しました。(個人の場合、県民税として年間500円を納めていただいています)

町は、この税を活用して森林の整備(間伐)などを行う荒廃森林再生事業に取り組んでおり、平成26年度までに約190haの間伐などの森林の手入れを行いました。27年度も引き続き約5haの間伐などを計画しています。

森林には木材生産の機能だけでなく、水源かん養機能、土砂災害などを防止する機能、保健・レクリエーション機能など、公益的に重要な役割を持ち、直接森林を所有していなくても、誰もがさまざまな森林の恩恵を受けています。この荒廃森林再生事業を活用して緑豊かな森林を次世代へ引き継ぎましょう。



間伐により、日光が地面に届き、下草が生えることによって保水力が高まり、地滑りなどの災害の危険性が大幅に減少します。

●問い合わせ先

産業振興課 農政係 TEL 72-3111(内線188)

今冬における節電のお願いについて

九州電力㈱によれば、今冬においては必要最低限の電力は確保できるとの見通しですが、エネルギー・電力を効率的に利用するためには現在定着している節電の取り組みを維持していく必要があります。

そのため、12月1日(火)から翌年3月31日(木)の平日(12月29日(火)から31日(木)までを除く)の8時～21時について、エアコンの温度調整や待機電力の削減、不要な照明を消すなど、無理のない範囲での節電にご協力をお願いします。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)

償却資産の申告のお願い

町内で事業(会社・不動産・農業など)を営んでいる法人や個人の方は、資産の多少にかかわらず償却資産の申告が必要です。平成27年中に資産の変動が無い場合や、事業をやめた場合なども必ず平成28年1月1日時点の所有状況を税務課まで申告してください。

※平成27年度に申告された方には、12月中旬に申告書などを送付します。新たに申告をされる方で申告書などが必要な場合は下記までお問い合わせください。

■申告期限

町内で事業(会社・不動産・農業など)を営んでおり、その事業の用に使用する償却資産を所有している方です。

※償却資産とは、土地、家屋以外の「事業の用に供する」ことのできる資産です。ただし、自動車税や軽自動車税の課税客体となるものは除きます。

■申告対象者 平成28年2月1日(月)

●問い合わせ先

税務課 税務係 TEL 72-3111(内線135)

太陽光発電設備を設置された方へ

太陽光発電設備を所有する方で、以下の条件に該当する場合は、償却資産の申告が必要です。対象となる方には、必要書類を送付しますので税務課までご連絡ください。

※すでに申告された方には12月中旬に必要な書類などを送付します。

	発電量10kw未満	発電量10kw以上
個人(住宅用)	課税対象外	課税対象
個人(事業用)	課税対象	
法人	課税対象	

■申告対象となる設備

・太陽光パネル(屋根材一体型のソーラーパネルは除く)
・架台・送電設備・パワーコンディショナーなど

■償却資産の特例について

『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた発電設備について、設置の翌年度からの固定資産税における課税標準額が3年間、3分の2に軽減されます。

①特例を受けるための条件

・経済産業省による固定価格買取制度の認定を受けた発電設備であること
・平成24年5月29日から平成28年3月31日までの期間に取得したもの

②提出書類

・経済産業省が発行する上記設備の『認定通知書』の写し
・電気事業者と締結している『特定契約書』の写し
・太陽光発電設備の配置が分かる図面

※ご不明な点は下記までお問い合わせください。

●問い合わせ先

税務課 税務係 TEL 72-3111(内線135)

